

バンドン日本人学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 はじめに

学校教育においていじめ問題は今もなお生徒指導上の喫緊の課題である。また、インターネットを通じた新たないじめ問題も生じるなど、いじめがますます複雑化、潜在化する状況にあることを考えたとき、いじめは深刻な人権侵害であると重く受け止めなくてはならない。

こうした中、改めて全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組む体制を確立する必要がある。

そこで、『いじめ防止対策推進法』に基づき、本校の児童生徒が、明るく豊かな学校生活を送ることができるよう『バンドン日本人学校いじめ防止基本方針』を策定する。

2 いじめの定義

本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

- いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえる。
- 暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、観衆や傍観者の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの未然防止の観点にたち、全職員一体となった継続的な取組を行う。
- 「いじめは決して許されない」ことを教育活動全体を通じて指導し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合うなど、心が通う人間関係を構築する。
- 日ごろより児童生徒の心に寄り添いながら指導・支援することで、自己肯定感や自尊感情を高めることができる学校生活をめざす。

(2) いじめの早期発見

- 早期発見がいじめへの迅速な対処の基本であることから、職員や保護者をはじめ、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、適宜アンケート調査や教育相談を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒並びに知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、組織的に対応し適切な指導を行う。
- 平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図っておくとともに、組織的な対応を可能とする校内の指導体制を整備しておく。

(4) 家庭や関係機関との連携

- 平素より保護者や学校運営委員会と情報を共有したり文部科学省や大使館の担当者との情報共有体制を構築したりするなど連携を図っておく。

II いじめ防止等のために実施する取組

1 いじめ防止等のための組織

- いじめ防止等を実効的に行うために、本校では連絡会や職員会議の中で適宜情報共有を行い、いじめ事案発生時は緊急に会を開催する。構成員は校長以下全教諭とする。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 互いを認め、尊重し合うなど、望ましい人間関係の醸成を図るための教育活動を展開し、自己肯定感や自尊感情を高めていく。

- 生徒指導の三機能（自己存在感、自己決定の場、共感的な人間関係）を基盤とした授業並びに教育活動を展開する。
- 担当委員会の企画により『みんな遊び』を実施する。
- 休み時間は異学年の児童生徒や幼稚園児と一緒に活動する場をつくる。

イ 学校・家庭・関係機関が連携し『いじめは決して許されない』という人権感覚を共に高めていく。

- いじめ防止基本方針等を説明する機会を必要に応じて設定する。
- 学校通信やHP等を活用していじめ防止基本方針等を提示する。

(2) 早期発見の措置

- ア 児童生徒を対象にアンケート調査を適宜実施する。
- イ 日常的に児童生徒が相談しやすい環境をつくるとともに、保護者の個人面談等も活用しながら相談体制づくりに努める。
- ウ 進級・進学又は帰国する際に気になる児童生徒の情報等は確実に引き継ぐ。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見又は通報を受けた場合は管理職に速やかに報告し、組織的な対応がとれるようにする。
- イ いじめの事象に直接関係していると思われる児童生徒から事実関係を聴取したり学級や学年、必要な場合は全児童生徒を対象とした調査を行ったりするなど、情報収集を的確に行う。
- ウ 聞き取り調査で得られた情報を全職員で共有し、解決に向けた指導及び支援の方法について協議する。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア インターネットを通じて特定の人を誹謗中傷したり個人情報を掲載したりする行為は犯罪にあたることを踏まえ、その予防や対応、指導に努める。
- イ フィルタリングや保護者の見守りなどについて啓発を図るなど、学校と家庭が連携をしながら情報モラルに関する理解を深める。
- ウ iPad使用のルールをはじめ、インターネット利用、情報モラル教育に関する職員研修を実施する。

2021年11月18日 改訂